

梶山女学園中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年6月制定 令和6年9月改訂

梶山女学園中学校・高等学校 いじめ対策防止委員会

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、学校の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 本校の基本方針

学園の教育理念『人間になろう』に基づく中高の教育活動を通して、教職員および生徒一人ひとりが、ひとを大切にし、ひとと支えあい、能動的にいじめをなくすために何かを為す姿勢を醸成することにより、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる心理的に安全な環境を整える。

いじめに関する調査を適宜行い、いじめが行われていることが認められる場合、学校はただちに事実関係を調査し、いじめを行った生徒に対して適切な指導を施すとともに、いじめを受けた生徒の心身の苦痛を払拭し、安心して学校生活を送ることができるよう対応し、いじめの再発を防ぐ。

(3) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはならない。

2. 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本方針にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、スクールカウンセラー、特別支援員、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

・いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3. いじめ防止に関する内容

(1) 基本的施策について

・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を行うとともに、相談しやすい体制を整

備する。

- ・相談体制を整備するに当たっては、家庭との連携の下、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有するカウンセラー等の助言を受けながら、当該生徒の担任あるいは顧問は、管理職、生活指導部長、学年主任および学年団、養護教諭と連携して対応する。

（２）いじめに対する措置

- ・いじめに関する通報を受け、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を校長に報告する。

- ・事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ・前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

- ・本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれら

の保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

・学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処し、当該学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（３）学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

本校に在籍する生徒及びその保護者、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラル研修会等、適宜必要な啓発活動を行う。

４．いじめ防止対策委員会の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、いじめ対策委員会会議を緊急開催する。

（１）いじめ防止対策委員会の構成

・ 学校長、教頭、生活指導部長、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他の教員等（委員会は常設の機関とし、事案により柔軟に検討し学校長が任命する）。

（２）いじめ防止対策委員会の活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定、いじめ事案の報告

５．重大事態への対処

（１）学校による対処

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、いじめ防止対策委員会は速やかに適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、「重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。学園及び私学振興室にその旨を報告し、

必要に応じて、連携、協力して対応を行う。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適切な方法での提供・説明をする。

生徒やその保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることがあり、したがって、十分な調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することのないように留意する必要がある。